

教育委員会制度について

一、設置の必要性について

教育の自主性を確保し、教育の民主化及び地方分権化を促進するといふ利点にかんがみ、行政効率等の点からみて反省すべき点はあるとしても、設置の必要性を認める。

二、改革の方針

一説。。現行制度の不適切な点を改める。

二説。。全部諮問委員会に切替える。

三説。。教育委員会の財政権の独立を確保して教育委員会を強化する。

三、設置地域について

(一) 都道府県

一説。。行政委員会として各都道府県に設置する。

二説。。諮問委員会として各都道府県に設置する。

(二) 五大市。。行政委員会として設置する。

(三) 市

一説。。人口十万以上程度の市は行政委員会として必置としそれ

以外の市は任意設置とする。

二説。。すべての市に行政委員会として必置とする。

三説。。行政委員会として任意設置とする。

備考

一説。。三説により教育委員会を置かない市については諮問的
教育委員を置くべしとするものと別段の機関を置くを要せずと
するものあり。

(四) 町村

一説。。行政委員会として任意設置とする。

二説。。教育委員会を置かない町村は別段の機関を要せずとするもの

相良

と、諮問的な教育委員を置くものとする説あり)

二説。・諮問的な教育委員を必置とする。

教育委員は町村長の諮問機関とする(社会教育委員等はこれに統合する)

三説。・諮問的な教育委員を郡単位程度に置く。

四説。・行政委員会として必置とする。

四教育委員会委員及び教育委員の選任方法

(一)都道府県

多数説：各界(法律で例示する)の有識者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。この場合同一政党所属の制限を設け、当該都道府県の住民の中から選任する。任期三年とする。委員は七名、うち一名は議会の議員のうちから選出、議会選出委員以外の委員は毎年二名づつ交替する。報酬を支給する。

「公選制を任命制とする理由」

(イ) 県は地域が広きにすぎてもミニユニテイの性格がうすい。

(ロ) 選挙に多大の費用を要する。

(ハ) 組織に基礎をおくものがやすい。

(ニ) でてもらいたい人が候補者になりにくい。

(ホ) 従つて素人管理の理想の実現が困難である。

少数説：(イ) 公選制を維持するが現行制度に所要の改善を加える。

(ロ) 任命制、公選制いずれをとるかは都道府県で決定させる。

備考

三、一の第三説をとれば、当然知事の任命制をとる。

(二) 五大市

都道府県と同様

(三) 五大市以外の市（教育委員会を置く町村を含む。）

多数説：公選制とするが現行制度に所定の改善を加える。
少数説：(イ)長が議会の同意を得て任命する。

(ロ)公選制、任命制いずれをとるかは市で決定させる。

(四) 町村（教育委員会を置かない市を含む。）

教育に理解ある学識経験者のうちから町村長が任命し、その組織は七名以下とする。

五 教育事務の配分と教育委員会の職務権限

(一) 高等学校（定時制を除く。）に関する事務

設置する地方公共団体の教育委員会で処理するが市町村立のものについては、設置認可を都道府県教育委員会が行う。

(二) 小・中学校に関する事務

(イ) 給与負担は都道府県とする。

(ロ) 人事

一説：全都道府県教育委員会

二説：市については市教育委員会、町村（教育委員会を置かない市を含む。）については都道府県教育委員会

(ハ) 主として施設に関連する事務は、市教育委員会又は町村長

学校建築については都道府県教育委員会の指導助言を受けなければならぬものとする。(イ)例えば予備設計等の審査について。(ロ)進んで建築主事の適法の確認に際して都道府県教育委員会の同意を要するものとし、更に進んで可能ならば都道府県教育委員会に学校建築主事をおき、学校建築につき建築主事の行うべき適法の確認をするようにする。

三) 学習指導要領の編修について

(1) 基準的なもので法制化しうるものを法制化する。

(2) これに基いて教育課程の内容で基準的なものとして教育要項(仮称)の如きものは文部省で定める。

(3) 教育委員会で具体的な学習指導の手引書をつくり、教師に助言する。(教育委員会を置かない市町村では都道府県教育委員会) (都道府県の調整方法を考える。)

(4) 国で(1)についても助言的なものとして編修することができるとする。

四) 教科書の検定採択について

教科書の検定は文部大臣が行うものとし、採択は学校の意思により教育委員会が行う。一定の補助教材については、教育委員会において一定の規制方法を講ずるものとする。

五) 教員の現職教育のうち認定講習等組織的なものは都道府県教育委員会が主体となつて行う。

六) 学校給食について
学校給食実施の決定は各教育委員会とし、教育委員会のない市町村については市町村長とする。

七) 社会教育について
現行法通りとする。

八) 私立学校(大学を除く。)に関する事務
都道府県教育委員会に移すものとする。

九) 宗教法人に関する事務
都道府県教育委員会に移すものとする。

一〇) 児童福祉に関する事務
児童福祉に関する事務
教育委員会に移すべきである。

二、教職資格審査及び指定統計に関する事務

教育委員会の所掌に関するものは、都道府県教育委員会に移すべきである。

三、公立大学に関する事務

教育事務の一元化の原則を貫けば、教育委員会に移すべきであるが、財政的な点からみてなお検計の余地がある。

六、教育委員会と教育長

多数説：教育委員会の委員長に代表権を与える。委員長の代表権の行使については教育長の補佐を要するものとする。

教育委員会の議決を経るを要するものと要しないものとの法定する。

少数説：現行法通りとする。

七、文部大臣と教育委員会等及び都道府県教育委員会と市町村教育委員会等との関係

法令に基く事務に関し教育委員会、都道府県知事、市町村長等の

違法行為に対して必要な措置を取ることができるようにする。

教育委員会に対する組織的な指導助言の組織を考える。